

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

そのために法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、平地と中山間地の特性にも配慮しつつ、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、松山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）を踏まえて「目標及びその達成に向けた活動計画」を定めるものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	6,230 ha	11.0 ha	0.18 %
3年後の目標 (平成32年4月)	6,230 ha	5.0 ha	0.08 %
目 標 (平成35年4月)	6,230 ha	0 ha	0 %

注：管内の農地面積（A）は、農林水産省耕地面積統計の数値

【目標設定の考え方】

平成28年4月1日に全国農業会議所が策定した「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動推進要領」の中で運動の目標として、「遊休農地ゼロに向けた取り組み強化」と定めていることから、これに準じて、6年後の遊休農地の面積は、0haを目標とし、1年間の解消面積は、2haを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と農地の利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。また、それぞれの調査については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、年度ごとに定める。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な

利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

②農地等の利用の集積・集約化について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等による農地の貸借（利用権設定等促進事業）を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年4月)	6,230 ha	2,019 ha	32.4 %
3年後の目標 (平成32年4月)	6,230 ha	2,158 ha	34.6 %
目 標 (平成35年4月)	6,230 ha	2,298 ha	36.9 %

注：管内の農地面積（A）は、農林水産省耕地面積統計の数値

【目標設定の考え方】

松山市が平成28年9月に策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の中で、概ね10年後に効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を40%と設定していることから、これに準じて、6年後の担い手への集積面積は、2,298haを目標とし、1年間の集積面積は、46.5haを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①農地の利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

②農地中間管理事業について

担い手農家と農地の所有者との意向の結び付けを行い、条件が合った場合には、農地中間管理機構が進める制度の活用も検討する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入数及び面積
現 状 (平成29年4月)	95 経営体 48.3 ha
3年後の目標 (平成32年4月)	155 経営体 78.3 ha
目 標 (平成35年4月)	215 経営体 108.3 ha

注：現状については、平成25年度から平成27年度までの新規参入数及び面積とする。

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入数の実績を平均した数値である20経営体を1年間の目標とし、6年後の新規参入数は、215経営体を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

愛媛県農業会議、松山市やJA、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）や貸借可能な農地の把握に努め、新規参入者の希望に応えられる体制を整える。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後の就農相談等に努める。